

入所予約をお申し込みの方へ

★申込みと内定連絡について

◆入所予約には一般選考の申込みが必要です。一般選考の申込みを取下了した場合、入所予約申込みも取下となります。そのため、入所予約の内定が出ていた場合、入所予約の内定は取消となります。

◆申込みができる方（以下の①～③のすべてに該当する方）

- ①区内在住である（入園前に転出した場合、内定取消となります。転入予定の方は対象外です。）。
- ②「労働基準法」の産後休業（予定含む）または「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の育児休業（予定含む）の対象となる1歳未満の子がいる。
- ③「②の子の1歳の誕生日以前」かつ「令和7年8月～令和8年3月の間」に職場復帰を予定している。

第一回入所予約：申込み期間：令和7年6月2日（月）～6日（金）

・育児休業・産後休業終了日が令和7年7月31日～11月29日までの方

第二回入所予約：申込み期間：令和7年10月1日（水）～7日（火）

・育児休業・産後休業終了日が令和7年11月30日～令和8年3月30日までの方

【重要】『就労証明書』上の育児休業または産後休業の終了日が当該期間内であることが必要です。終了日の確認ができない場合、入所予約申込みは受付不可となります。ご注意ください。

※入所予約の申込みは児童1人につき1園のみ可能で、一般の入所申込書類一式と「産休・育休明け入所予約申込書」「入所予約専用チェックシート」の提出が必要です。

◆承諾の場合のみ電話で連絡を行います。承諾または不承諾の通知は内定連絡日以降に送付します。

＜内定連絡日＞ 第一回入所予約：令和7年6月17日（火） 第二回入所予約：令和7年10月17日（金）

★「入所予約希望月」と『認可保育施設等入所申込書』の『保育を希望する期間』の開始月（以下保育希望月）について

◆「入所予約希望月」は「保育希望月」より遅い月または同月で申込んでください。

※「入所予約希望月」を「保育希望月」より早い月にする申込みはできません。

◆入所予約に内定した場合は原則一般選考の内定が優先します。

※入所予約に内定した場合

保育希望月～入所予約希望月の前月までの一般選考：『認可保育施設等入所申込書』記載の全希望施設が対象。
入所予約希望月の一般選考：『認可保育施設等入所申込書』に記載の「入所予約内定施設より希望順位が上位かつ地域型保育事業以外の施設」が対象。

※入所予約が不承諾の場合

「保育希望月」から『認可保育施設等入所申込書』記載の全希望施設が一般選考の対象。

【重要】入所予約内定者が「入所予約希望月の前月まで」の一般選考で内定した場合、入所予約の内定施設より希望順位が下位の施設であっても、一般選考の内定が優先します（入所予約の内定は取消）。

（例）保育希望月：8月 入所予約希望月：11月（第1回入所予約にて内定）

第1希望 A園（地域型保育事業）

第2希望 B園

第3希望 入所予約内定園

第4希望 C園

◎8月～10月選考は第1～4希望が一般選考対象（いずれかの園で内定の場合、入所予約内定は取消）。

◎11月は第2・3希望が一般選考対象（入所予約が不承諾の方は全施設が対象）。

※「保育希望月」を「入所予約希望月」より早い月に設定している方で、「保育希望月～入所予約希望月までの間」に入所予約内定施設より希望の低い施設への内定を望まない場合は、一般選考締切日までに『希望施設変更届』で「一般選考の希望施設」を「入所予約内定施設より希望が上位の園」のみに変更してください。

★注意点

◆『認可保育施設等入所申込書』に「入所予約希望施設以外」を9施設（記載上限数まで）記載する場合、「入所予約希望月」に限り、「入所予約希望施設」を10番目として扱います。ただしその場合、入所予約希望施設は一般選考の対象外です（入所予約の選考のみ対象）。

※『認可保育施設等入所申込書』に「入所予約希望施設以外」を8施設以下で記載する場合は、入所予約希望施設を『認可保育施設等入所申込書』の入所希望施設に含めて記載してください。

◆内定後の面接・健康診断は入園月の前月に行い、終了後、正式に入園決定となります。

第1号様式

産休・育休明け入所予約申込書

年 月 日

豊島区長

産休・育休明け入所予約を次のとおり申込みます。

保 護 者	住 所	豊島区 丁目 番 号		
	氏 名		電話番号	

入 所 希 望 児 童	フリガナ		生 年 月 日	続 柄	性 別
	氏 名		年 月 日		男 ・ 女

＊出産予定の場合は児童名は氏のみ、生年月日は出産予定日を記入してください。

入所希望年月日	年 月 1 日
---------	---------

入 所 希 望 園	保 育 園
-----------	-------

注意事項

- 1. 入所希望日は、産休明けの場合は生後8週経過の翌月1日、育児休業明けの場合は職場復帰日の属する月の1日としてください。ただし、1日に職場復帰の場合は前月の1日入所を希望することができます。
- 2. 希望できるのは1園のみです。
- 3. 申込み後に保育に欠ける状況が変わった場合は、届出が必要です。この届出を怠った場合は、予約承諾を取り消すことがあります。
- 4. 復帰後の就労状況が申込内容と異なる場合（復職せず退職・転職をした、派遣先が決まっていない、雇用形態が変わった など）は、予約承諾を取り消すことがあります。
- 5. 入所までに豊島区から転出した場合は、この予約申込は無効になります。
- 6. 虚偽の申請が判明したときは、この予約申込は無効になります。

以下 入園係調査記入欄

一般申込	月～月	・ 入所予約	月より
⇒ 入所予約希望月が一般申込有効期間か 確認（ 済 ・ 未 ）			
申込月齢	⇒ 確認（ 済 ・ 未 ）		
復職日	月 日	⇒ 入所希望年月日	確認（ 済 ・ 未 ） ※12月1日復職は第二回対象
出生前申請	⇒ 確認書記入（ 済 ・ 未 ） ・ 予定日と受入月齢確認（ 済 ・ 未 ）		

第1号様式

産休・育休明け入所予約申込書

年 月 日

豊島区長

産休・育休明け入所予約を次のとおり申込みます。

保 護 者	住 所	豊島区 丁目 番 号		
	氏 名		電話番号	

入 所 希 望 児 童	フリガナ		生 年 月 日	続 柄	性 別
	氏 名		年 月 日		男 ・ 女

＊出産予定の場合は児童名は氏のみ、生年月日は出産予定日を記入してください。

入所希望年月日	年 月 1 日
---------	---------

入 所 希 望 園	保 育 園
-----------	-------

注意事項

- 1. 入所希望日は、産休明けの場合は生後8週経過の翌月1日、育児休業明けの場合は職場復帰日の属する月の1日としてください。ただし、1日に職場復帰の場合は前月の1日入所を希望することができます。
- 2. 希望できるのは1園のみです。
- 3. 申込み後に保育に欠ける状況が変わった場合は、届出が必要です。この届出を怠った場合は、予約承諾を取り消すことがあります。
- 4. 復帰後の就労状況が申込内容と異なる場合（復職せず退職・転職をした、派遣先が決まっていない、雇用形態が変わった など）は、予約承諾を取り消すことがあります。
- 5. 入所までに豊島区から転出した場合は、この予約申込は無効になります。
- 6. 虚偽の申請が判明したときは、この予約申込は無効になります。

以下 入園係調査記入欄

一般申込	月～月	・ 入所予約	月より
⇒ 入所予約希望月が一般申込有効期間か 確認（ 済 ・ 未 ）			
申込月齢	⇒ 確認（ 済 ・ 未 ）		
復職日	月 日	⇒ 入所希望年月日	確認（ 済 ・ 未 ） ※4月1日復職は×
出生前申請	⇒ 確認書記入（ 済 ・ 未 ） ・ 予定日と受入月齢確認（ 済 ・ 未 ）		

入所予約専用チェックシート

就労(予定)証明書等を確認し記載してください。 ☐ は確認後または該当の場合にチェックをしてください。		
一般の入所申込み書類に加えて、本チェックシートと「産休・育休明け入所予約申込書」を提出してください。		☐ 添付しました
①育児休業または産後休業終了日	令和 年 月 日 (就労証明書より転記) ※第1回入所予約対象者: 令和7年11月29日までに休業終了者。 第2回入所予約対象者: 令和8年3月30日までに休業終了者。	☐ 対象者であることを確認しました
②申込み可能月	就労(予定)証明書の 育児休業最終日が属する月 が申込み可能月。 産後休業の場合は 8週経過した直後の月 が申込み可能月。 ただし、育児休業または産後休業終了日が月末最終日の場合、翌月1日入園も選択可能。 (例: 7月31日育児休業最終日の場合、7月1日入園もしくは8月1日入園を選択可)	☐ 要件を確認し、申込月を選択しました
	第1回: ☐ 7月(8月1日復職の方のみ) ☐ 8月 ☐ 9月 ☐ 10月 ☐ 11月 第2回: ☐ 11月(12月1日復職の方のみ) ☐ 12月 ☐ 1月 ☐ 2月 ☐ 3月 復職予定日: 令和 年 月 日 (就労(予定)証明書より転記してください)	
③お子さんの状況	☐ 出生前(出生届提出前を含む)→④へ ☐ 出生済み→⑥へ	
④出生予定日	令和 年 月 日 ☐ 分娩予定日が下記期間内 または ☐ 帝王切開予定日が下記期間内 第1回対象期間: 令和7年5月23日～令和7年9月5日生まれ 第2回対象期間: 令和7年9月23日～令和8年1月3日生まれ →出生前対象の場合⑤へ	
⑤出生前の必須書類	☐ 出生前の保育施設入園に関する確認書(出生前の該当者は全員必要) ☐ 母子手帳のコピー(分娩予定日が期間内の場合必要) ☐ 帝王切開予定日が分かる病院発行の書類(帝王切開の場合必要)	☐ 資料を添付しました(出生前の方のみ)
⑥お子さんの誕生日	年 月 日生 ☐ 産後休業(8週)後または育児休業を切り上げ、お子さんの1歳の誕生日以前に入園の場合 →「復職予定日」が「入園月の翌月1日まで」の就労証明書が必要。(ただし、第1回入所予約は令和7年11月30日まで、第2回入所予約は令和8年3月31日までの復職が必要) ☐ お子さんの誕生月の1日に入園の場合(1日生まれの場合はお子さんの誕生月またはその前月) →「復職予定日」が「お子さんの1歳の誕生日まで」の就労証明書が必要。 ※どちらの場合も復職後2週間以内に復職証明書の提出が必要です。	☐ 今回添付する、就労(予定)証明書の復職予定日を確認しました
⑦希望園(1園のみ選択可)	第1回 ☐ 駒込第一 ☐ 東池袋第二 ☐ 池袋第二 ☐ 高南 ☐ 目白第一 ☐ 南長崎第一 ☐ 長崎 ☐ 高松第二	
	第2回 ☐ 巣鴨第一 ☐ 西巣鴨第三 ☐ 池袋第一 ☐ 池袋第五 ☐ 西池袋第二 ☐ 目白第二 ☐ 南長崎第二 ☐ 要町	
⑧『認可保育施設等入所申込書』の「保育を希望する期間」の開始月(一般選考開始月)	☐ a.入所予約希望月と同一 ☐ b.入所予約希望月より前 【確認事項】 a、bの場合: 入所予約内定済の場合、入所予約希望月に入所予約園より上位園(地域型保育事業を除く)に一般選考で内定した場合、入所予約内定は取消となる。 bの場合: 入所予約希望月より前の一般選考はすべての希望施設が選考対象となり、いずれかの園で内定が出た場合、入所予約内定は取消となる。	☐ 「一般選考開始月」と「入所予約希望月」について確認し、希望施設を記載しました
⑨確認項目	i. ☐ 復職後の仕事は保障されている。 ii. ☐ 申込み日現在、豊島区民である(転入予定者は対象外)。 iii. 本申込み時点で居宅訪問型保育事業の利用を ☐ 希望する→⑩へ ☐ 希望しない	
⑩居宅訪問型保育事業の利用希望	入所予約で内定が出た場合には(下2つのいずれかを選択してください) ☐ 居宅訪問型保育事業確認書を返送しない(居宅訪問型保育事業の選考を希望しない)。 ☐ 入所予約を取消して居宅訪問型保育事業を利用する(入所予約の内定より居宅訪問型保育事業の利用希望が高い方のみ該当)。	☐ 居宅訪問型保育事業の利用について確認しました

記入日 : 令和 年 月 日 保護者氏名

入所予約

出生前の入園申請用

出生前の保育施設入園に関する確認書

お子様の出生前に、豊島区認可保育施設への入所申請をされる保護者の方は、以下の各項目について、必ずご確認いただき、同意して頂く必要があります。この同意書の提出がない場合、出生前の入園申込みおよび入所予約の申し込みを受理することはできません。

また、同意のご署名をいただいた事柄について、速やかにお手続きいただけない場合、保育施設の入園が内定された場合でも、内定は取消しとなります。

確認事項 ※以下の各項目をご確認いただき、該当するものに○をつけてください。

- (1) 豊島区の認可保育施設では、入園可能な月齢に定めがあるため、出生前に保育施設入園申込みをされる場合、実際の誕生日によっては、入園に必要な月齢が経過せず、 年 月1日の入園ができないため、入園内定が取消しとなる場合があります。
その場合、入園申請を継続しますか？

はい ⇒ 入園申請は継続し、 月1日入園ではなく、入園可能な月の入園を申請します。

いいえ → 一般の入園申請および入所予約の申請を取下げし、保育施設に入園しません。

- (2) 出生後2週間以内に、出生届出及び住民登録の手続きを完了し、入園グループ窓口で、出生した児童の「氏名」及び「生年月日」を「豊島区認可保育施設等入所申込書」に記入することが必要です。これらの手続きができない場合、入園申請が完了しないため、入園が内定している場合でも取消しとなります。

はい ⇒ 児童の出生後2週間以内に、出生届出及び住民登録手続きを行い、入園グループ窓口で「豊島区認可保育施設等入所申込書」を記入します。
期日までの手続きができない場合、入園内定の取消しに同意します。

豊島区長 様
上記の事柄に同意します。

確認日 年 月 日

保護者氏名

(この欄に署名の無い場合、受理できません。)